

動物は責任をもって飼いましょう!!

動物を飼っている人は、次のとおり適正な飼育をお願いします。飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作っていきましょう。

《犬を飼っている人へ》

【ふん害の防止】…ふんの回収を徹底しましょう

犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。

【騒音の防止】…無駄吠えをさせないようにしっかりしつけをしましょう。

犬の鳴き声による騒音は近所迷惑になります。

【放し飼いの禁止】…犬はつないで飼うことが義務です。

自宅敷地内での放し飼いや、リードをつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。



《猫を飼っている人へ》

【猫のために室内飼育を】

猫の外飼いには、交通事故、感染症、子猫の出産、ふん害や物損等のご近所トラブル、逸走（迷子）のようなさまざまなリスクが伴います。「動物の愛護及び管理に関する法律」では、これらのリスクがないよう努めることが動物の飼い主の責務とされています。猫のためにも、室内での飼育をお願いします。

《捨て犬・捨て猫の禁止》

犬や猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う野良猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらぬよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

犬に関する相談

幸手保健所 ☎ (42) 1101

猫に関する相談 埼玉県動物指導センター南支所 ☎ 048 (855) 0484

問合せ

環境課 ☎ (48) 0331

6月1日～7日は「水道週間」です

今年のスローガンは「**透き通る 誇れる水に 感謝する**」です。

水道はいつも私たちの身近にあり、炊事、洗濯及び入浴と当たり前のように使用しています。普段何気なく使っている水道ですが、この水道がなくなったら私たちの生活は成り立ちません。

この水道週間に、市民の皆さん一人ひとりが水という資源の大切さ、水道というライフラインの重要性について改めて考えてみましょう。

〈水質について〉

市では水道水を安心してご使用いただけるよう、色、濁り、残留塩素（一定以上必要とする塩素濃度）について毎日1回、その他水道法で定められた項目については毎月1回（9項目）及び年4回（51項目）の水質検査を行っています。検査結果はすべて法律で定められた基準以下で安全性を確認していますので、安心してご使用ください。

問合せ 水道管理課 ☎ (48) 0050

早めの対策で熱中症を予防しましょう！

近年、気候変動の影響により、熱中症による健康被害が数多く発生しています。暑くなるこれからの時期は、熱中症のリスクがさらに高まります。ご自身や周囲の人の健康を守るためにも、早めの対策を心がけましょう。

○暑くなる前の体づくり

POINT 【事前に暑さに慣れておこう！】

本格的に暑くなる前から運動や入浴をして汗をかくなど、暑さに身体を慣れさせることが大切です。

個人差がありますが、身体が暑さに慣れるまで数日から2週間かかるため、余裕をもって備えましょう。

【効果的な運動など】

(屋外) ウォーキング、ジョギング、サイクリングなど

(屋内) 筋トレ、ストレッチ、入浴など

○梅雨明け直後の対策

POINT 【早めの熱中症予防をしよう！】

梅雨明け直後は暑さに慣れていないため、熱中症の発生リスクが高くなります。厳しい暑さの中で活動する機会が増える時期ですので、暑さ対策が欠かせません。熱中症警戒アラートを目安として、適切な熱中症予防行動を早めに取りましょう。

【効果的な熱中症予防対策】

・屋内では室温の目安を 28℃ にして過ごす

※エアコンの設定温度ではなく室温 28℃ が目安です。

※夜間も熱中症のリスクがあるので、寝ている間も

エアコンを利用することが重要です。

・屋外では涼しい服装や日傘・帽子を用いる

・こまめな水分補給を行う

◎熱中症警戒アラートとは

熱中症のリスクが高まった際に、注意を呼びかけるため発表されるもの。

熱中症警戒アラートよりも危険な暑さが予想される際には、**「熱中症特別警戒アラート」**が発表されます。特別警戒アラートが発表された際は「外出を控える」、「高齢者や乳幼児などがエアコンなどにより涼しい環境で過ごせているかを確認する」など、ご自身と周りの人の命を守るためのより厳重な対応が必要となります。

○クーリングシェルの活用

POINT 【事前に場所を知っておこう！】

「熱中症特別警戒アラート」が発表された際には、市内の公共施設等でクーリングシェルターを開設します。自宅に冷房がない場合の一時休憩場所などにご利用をご検討ください。

※市内のクーリングシェルター一覧は
右のQRコードから確認してください。



問合せ 健康増進課 ☎ (42) 8421

国民健康保険証からマイナ保険証または資格確認書へ ～国民健康保険証の有効期限のお知らせ～

国民健康保険に加入している人は、健康保険証の有効期限が、

最長で令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとに医療機関や薬局を利用する際は、

マイナ保険証か資格確認書※で受付をしてください。

後期高齢者医療制度に加入している人は、**令和8年7月までの間は、**

マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書が交付されます。

※有効なマイナ保険証をお持ちでない人（マイナンバーカードを持っていない、マイナンバーカードに保険情報を登録していない人など）に交付される被保険者情報が記載された書類です。幸手市から被保険者の世帯主様宛へ7月中旬ごろの郵送を予定しています。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 144